

税務支援サービスのご案内

利根町商工会では、会員の個人事業者を対象として、所得税、消費税の決算申告支援サービスを提供しております。

1. 記帳機械化サービス（月額料金 2,000円～）

- ・商工会標準会計ソフトにより、各種帳簿を複式による電子帳簿化するサービスです。
- ・電子化する際に提出された出納帳等の整理具合により、月額料金が変動します。
- ・帳簿データ管理、各種税務届出、税務署等への報告代行処理を含みます。

2. 決算指導サービス（3,000円～）

- ・決算書及び各種申告書等の作成代行サービスです。
- ・データ管理、税務署等への報告代行処理を含みます。

2. 記帳指導サービス

①記帳・決算・申告相談 料金 0円～

- ・記帳手法等の相談サービスです。事前申込は必要となります、相談料は無料です。
- ・ただし、職員による代行を希望される場合は、記帳機械化基準の料金がかかります。

②指定会計ソフトによる記帳支援 料金 月額1,000円～

- ・指定会計ソフト（弥生会計）により自主会計入力を行う方を対象とし、入力内容の精査、指摘、少々の訂正入力支援を行うサービスです。
- ・その他の会計ソフトにつきましては対応可能か事前にご相談ください。

本サービスの契約期間は1年となりますので、前年度ご利用の方々につきましても、記帳継続指導申込書にて、改めてお申込みいただく必要がございます。また、処理件数に限度があるため、お早めにお申し込みください！！

その他、自計化が困難な方におかれましては、無料で税理士（税理士会竜ヶ崎支部所属税理士等）紹介も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

詳しくは、利根町商工会までお問い合わせください。

(電話：0297-68-7417 担当 間根山)

税務支援サービス料金表

(税別表記)

区分	判定基準			月額	年額	付帯 事項
		帳簿 整理	残高 管理			
記帳機械化 (電子帳簿化)	A	○	○	2,000 円	24,000 円	資料保管 3 年 財務分析 電子申請 税務署提出証明
	B	○	×	3,000 円	36,000 円	
	C	×	×	4,000 円	48,000 円	
区分	種目		条件	金額		
決算指導	源泉所得税申告		1 事業所あたり	3,000 円		
	決算書		2 種目ごと	3,000 円		
	所得税申告		1 者あたり	3,000 円		
	消費税申告		1 者あたり	3,000 円		
	分離課税申告		1 種目あたり	5,000 円		
	その他		都度相談			
区分	条件		月額	年額	備考	
記帳指導	手書帳簿		0 円	0 円	*職員による 入力支援等が伴う 場合は記帳機械化 料金にて算出	
	指定会計ソフト (弥生会計)		1,000 円	12,000 円		
	その他		都度相談			

(附則) 1. **本サービスが受けられるものは、利根町商工会の会員のみとする。(注意!)**

2. 本手数料に未納がある場合、本サービスを利用することはできない。
3. 商工会費に1年以上の未納がある場合、商工会は本サービス利用を解除できる。
4. 本料金表は税別表記であり、別途消費税がかかります。

【注意事項】

- ① 本サービスは、商工会員限定のサービスメニューとなります。
- ② 本サービスは、原則として自計化を目的とした指導・支援サービスです。
- ③ 本サービスは、事業者からの自己申告をもとに行われますので、指定期日までに申告のない売上・経費・資産・負債・各種控除により、申告内容に訂正・修正・更生等が発生した場合、その責任は商工会が負うものではございません。
- ④ 本サービスご利用時は、出納帳の提出を原則とします。出納帳整理されていない領収書等の証票類提出による依頼はお断りいたします。